



令和4年度 糸満市職員採用候補者試験案内

第1次試験日時	令和4年9月18日(日) 午前10時
試験場所	糸満市立西崎中学校(第1次試験)
受付期間	令和4年7月29日(金)～令和4年8月15日(月) 午前8時30分～午後5時15分 (ただし、土・日曜日、祝日、平日の正午から午後1時の間を除く)
●問い合わせ先	糸満市役所 総務部 人事課 人事研修係(3階) 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地 電話 098-840-8117(人事課直通) 098-840-8111(代表) FAX 098-840-8112

令和4年度糸満市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和4年7月29日

1 職種・試験区分・採用予定人数及び受験資格

- (1) 介助者なしに活字印刷文による筆記試験及び口頭または筆談による面接試験に対応できる者で、各試験区分における受験資格の項目をすべて満たす必要があります。(受験申込みは下記のうち一試験区分に限ります。)

職種	試験区分	採用予定人数	受験資格
行政職Ⅰ	上級行政	若干名	① 平成4年4月2日以後出生した者 ② 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者(*注1)
	上級土木	若干名	① 昭和62年4月2日以後出生した者 ② 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者(*注1) ③ 次のいずれかに該当する者 ア. 大学等において土木に関する専門課程を履修した者 イ. 令和4年7月29日現在、2級土木施工管理技士以上の資格を有する者 ウ. 令和4年7月29日現在、技術士補以上(建設、上下水道、農業、森林、水産部門)の資格を有する者(*注2)

行政職Ⅰ	中級行政	若干名	① 平成6年4月2日以後出生した者 ② 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者（*注3、*注4）
	初級行政	若干名	① 平成9年4月2日以後出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者（*注5）
行政職Ⅱ	保健師	若干名	① 昭和62年4月2日以後出生した者 ② 保健師免許を有する者、又は令和5年3月31日までに取得見込みの者
	社会福祉士	若干名	① 昭和62年4月2日以後出生した者 ② 社会福祉士の資格を有する者
	情報処理	若干名	① 昭和62年4月2日以後出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者（*注1） ③ 令和4年7月29日現在、独立行政法人情報処理推進機構が実施した（平成16年1月以前に（財）日本情報処理開発協会が実施したものを含む）別表1に掲げるいずれかの試験に合格している者
	文化財専門員	若干名	① 昭和62年4月2日以後出生した者 ② 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者（*注1） ③ 大学等において考古学を専攻した者
	心理師（士）	若干名	① 昭和58年4月2日以後出生した者 ② 公認心理師資格又は臨床心理士資格を有する者
	土木職・建築職	若干名	① 昭和55年4月2日以後出生した者 ② 学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した者で土木又は建築関係の設計、工事監理等の実務経験が令和4年7月29日現在において5年以上（高等学校等において専門課程を履修した者は、実務経験が3年以上）で、次のア～クの資格のうちいずれかを有する者（*注6） ア．土木施工管理技士（1級・2級） イ．技術士補以上（建設、上下水道、農業、森林、水産部門）の資格を有する者（*注2） ウ．RCCM（機械・電気電子・廃棄物を除く） エ．土地区画整理士 オ．測量士又は測量士補 カ．建築士（1級・2級・木造） キ．建築設備士 ク．建築施工管理技士（1級・2級）

(※注1)「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者、同法第104条第7項に該当する者及び学校教育法施行規則第155条第1項各号に該当する者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

(※注2)技術士(建設、上下水道、農業、森林、水産部門)の第一次試験合格者を含みます。

(※注3)「同等の資格があると認められる者」とは、人事院公示第6号(人事院の認定に係る受験資格)第1項に定める者で、次の者がこれにあたります。

①学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者。

②職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者。

(※注4)上級行政の受験資格を有する者は受験できません。

(※注5)上級行政、中級行政の受験資格を有する者は受験できません。

(※注6)実務経験が複数の場合には通算することができます。

ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合、いずれか一方の職歴に限って通算することができます。なお、**職務経験を確認するため、実務経験経歴書(糸満市様式)の提出が必要です。**

(2)行政職における大学(短期大学を含む)在学中の者の試験区分については次のとおりです。

区分 \ 年次		1年次	2年次	3年次
大学		初級	中級	中級
短大	3年制	初級	初級	
	2年制	初級		

※大学中退者の区分については、大学に2年以上在籍し、62単位以上の単位取得者は中級行政となります。

(3)欠格事項(次のいずれかに該当する者は受験できません。)

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 糸満市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

別表 1

(ア) 基本情報技術者試験	(イ) 情報セキュリティアドミニストレータ試験
(ウ) 応用情報技術者試験	(エ) エンベデッドシステムスペシャリスト試験
(オ) ITストラテジスト試験	(カ) マイコン応用システムエンジニア試験
(キ) システム監査技術者試験	(ク) 上級システムアドミニストレータ試験
(ケ) システムアナリスト試験	(コ) 情報セキュリティスペシャリスト試験
(サ) システムアーキテクト試験	(シ) システム運用管理エンジニア試験
(ス) 第一種情報処理技術者試験	(セ) アプリケーションエンジニア試験
(ソ) 第二種情報処理技術者試験	(タ) データベーススペシャリスト試験
(チ) ITサービスマネージャ試験	(ツ) ネットワークスペシャリスト試験
(テ) プロジェクトマネージャ試験	(ト) プロダクションエンジニア試験
(ナ) ソフトウェア開発技術者試験	
(ニ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理、情報セキュリティ、エンベデッドシステムのいずれか）試験	

2 試験の日時、場所及び合格者発表

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者についてのみ実施します。

第1次試験	日時 会場	令和4年9月18日（日） 受付時間：9：00～9：30 糸満市立西崎中学校	
	試験区分	試験時間	合格者発表
	上級行政 上級土木	教養試験：10:00～12:00 （昼食時間） 専門試験：13:10～15:10	令和4年10月12日（水） 午後3時に糸満市役所1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するほか、糸満市ホームページに掲載します。 ※電話での確認には応じられません。合格者には別途書面により通知します。
	中級行政 初級行政 情報処理 文化財専門員 心理師（士）	教養試験：10:00～12:00	
	保健師 社会福祉士	教養試験：10:00～12:00 （昼食時間） 専門試験：13:10～14:40	
	土木職・建築職	社会人基礎試験 職務基礎力試験 10:00～11:30 職務適応性検査 11:40～12:00	

第 2 次 試 験	第1次試験 合格者	試 験 日	合 格 者 発 表
		令和4年10月29（土）・ 10月30日（日）（2日間）を 予定しています。 詳細は第1次試験合格者へ 通知します。	令和4年11月下旬に、第1次試験と同じ方法で掲示するほか、合格者に通知します。 ※合格者の受験番号は糸満市ホームページにも掲載します。

3 試験の内容

	科 目	試験区分	試 験 内 容
第 1 次 試 験	教養試験	上級行政 上級土木 保健師 社会福祉士 情報処理 文化財専門員 心理師（士）	大学卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
		中級行政	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
		初級行政	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	社会人基礎試験	土木職・ 建築職	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証する試験 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野
	専門試験	上級行政	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
		上級土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
		保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
		社会福祉士	社会福祉概論（社会保障及び介護を含む。）、社会学概論、心理学概論

※第1次試験合格者は、第1次試験すべての試験科目の基準点を満たした者のうち、合計点の高い者から成績順に決定します。なお、基準点に満たない試験科目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となる場合があります。

第 2 次 試 験	作文試験	指定されたテーマに基づき、作文試験を行います。 (全試験区分)
	口述試験	主として人物について個別面接による試験を行います。 (20分程度)(全試験区分)
	グループワーク	与えられた課題についてグループで作業等を行います。 (文化財専門員を除く全試験区分)
	実技試験	文化財(考古)に関する実技試験を行います。 (文化財専門員のみ)

※第2次試験の詳細については、第1次試験合格者に通知します。

4 申込方法(第1次試験)

(1) 申込書の交付

直接受け取る方法	採用試験案内及び受験申込書は、糸満市役所 総務部 人事課(3階)及び総合案内(1階)にて配布します。
ダウンロードで入手する方法	糸満市ホームページからダウンロードできます。 ※A4判の白色普通紙(コピー用紙)で印刷してください。
郵便で請求し入手する方法	封筒表側に「受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号封筒)を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入の上、署名し、写真を貼り付けて下記のとおり申し込んでください。

①直接持参の場合

- ・受付場所・・・糸満市役所 総務部 人事課(3階)
 - ・受付期間・・・令和4年7月29日(金)～令和4年8月15日(月)
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土・日曜日、祝日、平日の正午から午後1時の間を除く)
- ※受付最終日は混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

②郵送の場合

封筒表側に「受験申込」と朱書きし、以下のものを同封の上、糸満市役所 総務部 人事課(〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地)まで書留郵便で郵送してください。

- ・受験申込書
- ・行政職Ⅱ(土木職・建築職)を受験する方は、指定様式の実務経験経歴書
- ・84円切手を貼付した長形3号の封筒(12×23.5cm)

(受験票の送付に使用しますので、住所・氏名を記入してください。)

※感染予防の観点から、庁舎内での密集を避けるため、できるだけ郵送申込にご協力ください。

※令和4年8月15日(月)の消印があるものまで受け付けます。

※令和4年8月26日(金)までに受験票が届かない時は直ちにご連絡ください。

5 職務内容等

市長事務部局、教育委員会、水道部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局において各々の業務に従事します。

(専門職においても一般的な行政事務があります。)

6 採用候補者名簿の作成、採用の決定について

- (1) 最終合格者は、試験区分毎に作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて採用を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者となり、合格しても採用にならない場合があります。
- (3) 採用候補者名簿の登載有効期限は、名簿登載の日（第2次試験合格発表の日）から1年間とします。
- (4) 卒業見込みの者で、令和5年3月31日までに卒業できない者は採用される資格を失います。

7 給与・勤務条件等

- (1) 採用時における給料額は試験区分に応じておおむね次のとおりです。
(上級行政、上級土木、保健師、社会福祉士、情報処理、文化財専門員、心理師(士))
182,200円(1級25号給)
(中級) 163,100円(1級15号給)
(初級) 150,600円(1級5号給)
(土木職・建築職 初級+実務経験5年の場合) 182,200円(1級25号給)
なお、職務経験等に応じて給料額(号給)に一定の基準で加算調整が行われます。
このほか扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給要件に応じて支給されるほか、期末勤勉手当が支給されます。
- (2) 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分(1日7時間45分)、月曜日から金曜日までの週休2日制です。ただし、出先機関や施設勤務等、勤務体制の異なる部署もあります。
休暇は年次有給休暇(1年に20日)、病気休暇、介護休暇及び各種特別休暇等があります。

8 成績開示

職員採用試験の結果については、糸満市個人情報保護条例第20条の規定により、口頭または筆談で開示を請求することができます。

受験者本人が、受験票又は本人であることが確認できる書類等(運転免許証等)を持参し、午前8時30分から午後5時15分までに申し込んでください。なお、土・日曜日及び祝祭日、平日の12時から13時は受付できません。また、電話・手紙等による申し込みはできません。

対象者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験受験者	第1次試験の得点及び順位	それぞれの試験の合格発表から1ヶ月間	糸満市役所 総務部 人事課 (3階)
第2次試験受験者	第2次試験の得点及び順位		

9 その他注意事項(第1次試験)

- (1) 受験票は必ず持参してください。
- (2) 第1次試験の問題の解答は、HBの鉛筆を使用して解答用紙にマークさせる方式(マー

クシート方式) ですので試験当日はHBの鉛筆及び消しゴムを必ず持参してください。
試験問題集、答案用紙等はすべて回収しますので持ち出してはいけません。

(3) **試験会場（西崎中学校）への自家用車、オートバイ等の乗入れは禁止です。**

(会場周辺での違法駐車・迷惑駐車がないようお願いします。)

- (4) 試験会場は学校のため、校舎及び敷地内での喫煙は禁止します。
- (5) 試験時間中は携帯電話、スマートフォン等の電子通信機器の使用は禁止します。必ず電源を切ってください（時計機能としての使用も禁止します）。
- (6) 車椅子を利用される方は、受験申込みの際に申し出てください。
- (7) 専門試験がある受験者は各自で昼食を用意してください。なお、昼食のゴミは各自で持ち帰るようお願いします。

【台風等自然災害時の対応について】

第1次試験当日、台風が来襲し暴風警報が発令され、午前8時30分現在で路線バスが運行停止した場合は、試験実施日を令和4年10月16日(日)に延期します。

なお、試験実施の有無など詳細については、糸満市ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

【新型コロナウイルス感染症に対する対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受験される皆様が安心・安全に受験をしていただけるよう、次の対応を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

今後、情勢の変化により採用試験の延期や変更など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。採用試験に関する最新の情報は、糸満市ホームページでお知らせしますので、ご確認のうえ、受験していただきますようお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。

なお、欠席者向けの再試験は予定しておりません。

- 試験会場にて検温を実施する場合がありますので、集合時間に余裕をもってお越しください。また、37.5度以上の発熱が認められた方は、別室で受験していただく場合があります。

- 試験会場では感染予防のため、マスクを持参し着用していただくとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。

なお、本人確認のための試験時間中の写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外してもらうことがあります。

- 当日、試験会場に、アルコール手指消毒薬を設置しますので、ご使用ください。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参していただいて構いません。

- 試験会場にはクーラーがありますが、試験中も適宜、窓やドアを開け換気を行います。寒暖の差に対応できるような服装で受験してください。

(参考) 令和3年度糸満市職員採用候補者試験 実施状況

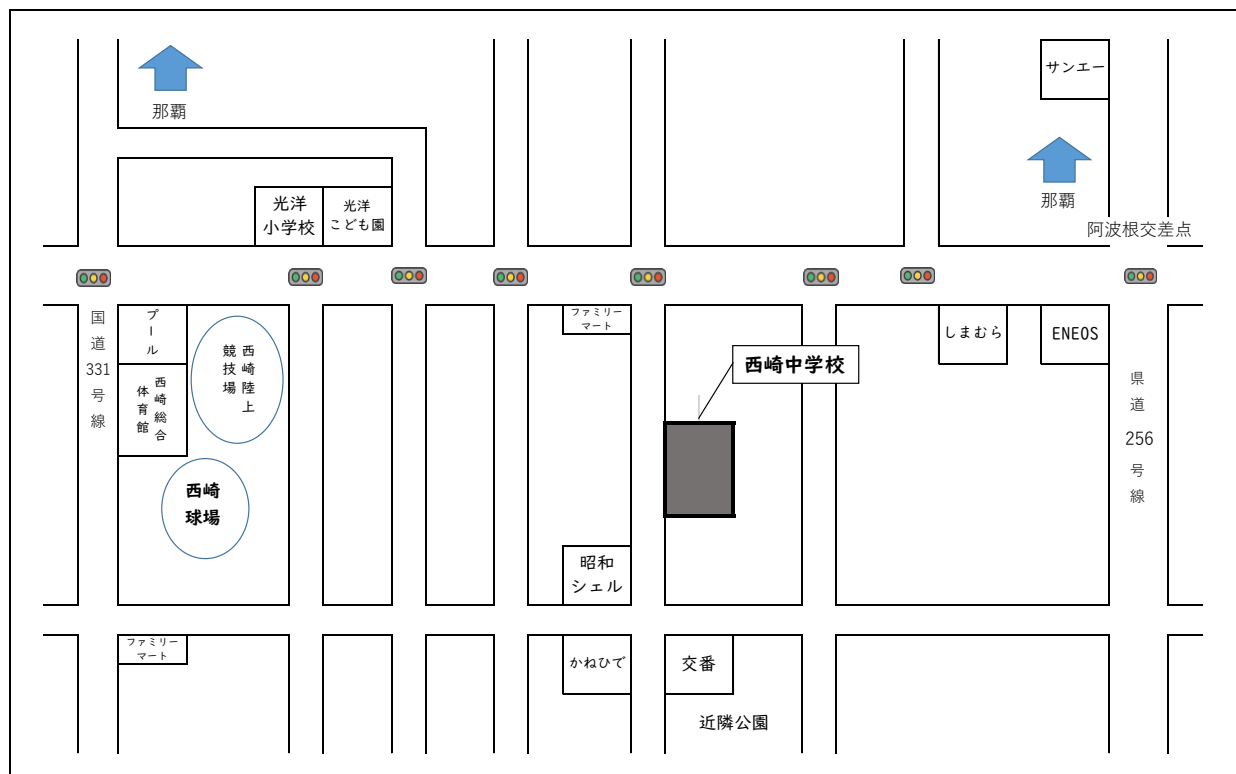
※最終合格者に追加合格者含む(辞退者除く)

試験区分	申込者数	一次試験 受験者数	一次試験 合格者数	二次試験 受験者数	最終 合格者数
上級行政	52	38	11	10	6
上級土木	2	0	0	0	0
情報処理	2	2	2	2	2
文化専門員	10	7	3	3	1
中級行政	26	22	4	4	2
初級行政	39	36	3	3	1
土木職・建築職	4	4	4	4	1
救急救命士	7	5	3	3	1
保育教諭	11	10	3	3	1

<試験会場略図(第1次試験)>

糸満市立西崎中学校 糸満市西崎町3丁目422番地

試験会場への自家用車、オートバイ等の乗入れは禁止です。



問い合わせ先

糸満市役所 総務部 人事課(3階)

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

電話 098-840-8117(直通)

098-840-8111(代表)